

くるサーチ南東北・くるサーチ TOWN

掲載基準

TASU
CORPORATION

株式会社タス

【くるサーチ南東北・くるサーチ TOWN 山形版 倫理綱領】

- ・ 真実を伝えるものであること
- ・ 社会の信頼にこたえるものであること
- ・ 関係諸法規を遵守するものであること
- ・ 読者の利益に反しないものであること
- ・ 健全な良識を重んじ、品位を損なわないものであること

【くるサーチ南東北・くるサーチ TOWN 山形版 掲載基準】

- ・ 責任の所在、または情報源が不明確でないこと
- ・ 内容およびその目的が不明確でないこと
- ・ 内容に虚偽があるか、または誤認されやすい表現／内容でないこと
- ・ 公正／客観的な根拠なく、「日本一」「No.1」など最大級／絶対的な表現を使用していないこと
- ・ 不良商法、詐欺的内容でないこと
- ・ 関係諸法規を遵守していること
- ・ 医療、医療品、化粧品において、効能／効果などが厚生省の承認する範囲を逸脱していないこと
- ・ 公序良俗に反さないこと
- ・ 猥褻な内容を含まないこと
- ・ 暴力、賭博、麻薬、売春を肯定または美化するものでないこと
- ・ 醜悪、残虐、猟奇的で不快感を与えるおそれのあるものでないこと
- ・ 犯罪行為とならないまたは犯罪行為に結びつくことがないこと
- ・ 氏名、写真、肖像、商標、著作物、財産、プライバシーなどを無断で使用するなど、第三者の権利を侵害するものでないこと
- ・ 特定の法人、団体または個人を攻撃し、もしくは誹謗中傷しないこと
- ・ 日本体育協会のアマチュア規定に反して、競技者または役員の氏名、写真、談話等を使用していないこと
- ・ 政治／宗教団体の勧誘を目的としていないこと
- ・ 視聴覚に悪影響を及ぼす恐れのないこと
- ・ 掲載申込み時、または掲載開始後、リンク先サイトの内容または表現が著しく変化しないこと
- ・ リンク先サイトが掲載申込み時から掲載終了時まで確実に存在していること

【1】掲載をお断わりしている業種・業態

- 1) 無限連鎖講<ネズミ講>、マルチ商法などの利殖を目的とした投資・投機の斡旋、勧誘、募集等の情報
- 2) 改正風俗営業適正化法による規制の対象(性風俗特殊営業)となる情報(また性に関する表現で、著しく猥褻性の高いもの)
- 3) 食品や化粧品等により、豊胸・伸長あるいは身体の特定位点への効果をうたった情報

- 4) 著作権物の売買(ディスカウント・ショップ、中古品等)で具体的な価格表示をしている情報
- 5) 新古書店の情報
- 6) 成人向けソフトおよび商品等の情報
- 7) 出会い系サイト、伝言ダイヤルの情報
- 8) 宗教に関する情報(宗教信仰による勢力拡大、布教活動目的の情報)
- 9) 選挙運動に関する情報(期間、媒体<テレビの政見放送、新聞、掲示板等>が公職選挙法で定められており掲載できない。但し政党広告はこの限りではない)
- 10) ダイヤルQ2の情報
- 11) ウェブサイト上でギャンブル運営もしくはそれを助長するようなサイトの情報
- 12) その他、(株)タスが不相当と判断した情報

【2】病院等医療に関する情報について

(1) 病院・医院、診療所などは医療法に定められた事項以外は掲載できない。

1) いわゆる名刺広告情報にかぎる。

病院等の名称、医師の氏名、経歴(*)、年齢および性別、診療科目、所在地・地図および電話番号、ホームページアドレス、メールアドレス、診療時間、入院設備の有無、「カルテを開示」できる旨、「クレジットカードでの支払い可」は表示できる。

(*) 経歴 = 生年月日、出身校、学位、医籍登録年月日、勤務した医療機関<診療科、期間を含む>。

記載事項は、社会的な評価を受けている客観的な事実のみ。常時診療に従事する医師または歯科医師のみ。

2) ロゴマークに限り可、イラスト、キャッチコピーは、営業・施術内容を伴わないものであれば可。

3) 医師・建物・内部の写真、各種学会員、協会会員、技術的事項、治療費用等は不可。

4) 案内書等の送付、無料相談、テープ案内、院内ローン等営業につながる表現は不可。

5) 診療科目は医療法第70条で認められたものに限る。

<美容関連で表示できる診療科目例>

美容外科・形成外科・整形外科・泌尿器科・皮膚科・歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科・眼科 等

<認められない科目例>

医療レーザー脱毛科・包茎科・審美歯科・レーシック(近視矯正手術) 等

(2) 美容整形外科医師が発売する、書籍・ビデオ・インターネット等の情報は、「出版情報」の形態を整えたものであること。

* 病院の営業広告情報であってはならない。病院名・住所・電話番号は一箇所に限る。また、たとえ書籍の目次、カバー・帯・ビデオパッケージ等からの引用であっても、医療法に抵触する恐れのある表現はしてはならない。

(3)“講演会の開催告知”の形態をとった「美容医療情報」は(2)の「書籍・ビデオ等の情報」と同様に扱うものとする。

(4)あんま・マッサージ・指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の情報は、その法律に定められた事項以外は掲載できない。カイロプラクティック等もこれに準ずる。

【3】エステティックサロン等の情報で以下の脱毛、痩身効果や取引条件に関する表示は掲載できない。

- 1)カラーリング(入れ墨行為)
- 2)「永久脱毛」の表示。
- 3)機器、手技等による美容サービスで、あたかも当該美容サービスのみにより痩身が可能であるかのような表示。
- 4)通常あり得ないような短期間で急激な痩身が可能であるかのような表示。
- 5)痩身に関する利用者の体験例について、架空の体験例を掲載したり、利用者の体験例のうち事業者にとって都合のよい部分のみを掲載しているもの。
- 6)実際の料金を著しく安く見せかけるために、根拠のない料金に比較対照して記載した100,000円→50,000円等の二重価格表示。
- 7)通常の顧客をモニターと称しているにすぎず、当該美容サービスの料金が何ら有利なものでもないにもかかわらず、「モニター半額」等の、あたかもモニターになれば、通常の顧客よりも著しく安い料金で美容サービスの提供が受けられるような表示。
- 8)かなりの回数にわたるサービスの提供の一括契約しか行なわれていないにもかかわらず、あたかも1回ごとに美容サービスの取引が行なわれるかのような表示。

【4】健康食品の情報について

いわゆる健康食品の情報については、その食品に医薬品の成分が入ったものや、効能・効果、形状及び用法・用量について医薬品的な表現をしたものがあり、また誇大、虚偽の表現についても十分注意の必要がある。

- 1)健康食品、自然食品等は、薬事法上問題が生じやすいので、必ず事前審査を受けること。
- 2)病気等の治療を目的としないこと(「ガンに効果」、「糖尿病、高血圧の人に……」等)。
- 3)医薬品的な効能・効果はたとえ暗示的であっても表現してはならない。

【5】ダイエット食品(関連の衣料品、雑品等含む)の情報について

1) 医薬品に該当するものでないこと。

(ア) 成分本質、形状が医薬品的でないこと。

食品には使用することの認められない成分(リパーゼ等の消化酵素、センナ等)を配合したものや、食品に使用した場合には、錠剤、カプセル等の医薬品的な形状にすることが認められない成分(プラシタゴ、オバタ種子、ハトムギ、カルシウム等)を配合した錠剤カプセル等は医薬品に該当するため、食品として情報掲載できない。

(イ) 医薬品的な効能・効果の標榜がないこと。

次のような人体に対する作用によって痩せると称することは、認められない。

- (a) 体内に蓄積された脂肪等の分解、排泄。
- (b) 体内組織、細胞等の機能の活性化。
- (c) 「宿便」の排泄、整腸、しゃ下(吐く)。
- (d) 体質改善
- (e) その他。

* (痩身効果同様、食品による伸長効果、豊胸効果は認められていない。)

2) 不当表示にあたるものでないこと。

薬事法に違反しない場合でも、表現により景品表示法の規制対象になるので注意が必要。

3) 表現例(衣料品、雑品含む)

(ア) 薬事法上許されていないもの。

(a) 脂肪が取れる等の表現は使ってはならない。

(例) 「体内の余分な脂肪を排出」「脂肪が燃焼する」「贅肉・皮下脂肪追放」「寝ている間にやせる」「体脂肪を落とす」等。

* 「脂肪の排出」表現は、“いま食べた食品中の脂肪に限って”、可とする。

(b) 人体の内部機能を活性化させる表現は使ってはならない。

(例) 「新陳代謝が活発になる」「細胞の活性化」「マッサージ効果」等。

(c) 「宿便」の排出等は言えない。

(例) 「お腹すっきり」「便秘がなおる」等。

(d) 体質改善を言うことは出来ない。

(例) 「やせやすく、太りにくい体がつくられる」「リバウンドしない体質になる」等。

(e) 遠赤外線の仕事により「やせる」「疲労がとれる」等の表現は使ってはならない。その効果は“温まる”にとどめる。

(イ) 誇大、不適切な表現等、不当表示にあたるもの。

(a) 客観的な事実がない場合は「やせる」という文言は使わない。

(b) 見出し等に効果を保証するような数字を使用しない。

(例) 「4週間で15キロ減量」「一晩でコップ3～5杯分やせる」「20万人が実証」等。

- (c) 人体の特定部位を増大、減少させる表現は使ってはならない。
(例)「バストアップ」「ヒップアップ」「脚が長くなる」等、「腹部」「ウエスト」「太もも」「贅肉沈着部分」「気になる部分」「顔が引き締まる」等。
- (d) 客観的事実にもとづかない使用体験、推薦文は使用しない。また匿名は不可。
*「使用前・使用后」の写真、数字等の表現は、「公的コンテスト」の入賞者に限ること。
*「女優」「モデル」「外人タレント」「学者」等の推薦文等を主題としない。
- (e) 「急速減量」、「早く確実に減量」、「らくらく減量」等、簡単に急速に減量することは考えられない。したがって、客観的事実がなければ、このようなタイトルはもちろん、文中でも具体的な例をあげない。
(例)「ぐんぐん」「みるみる」「すぐに」「飲むだけで」「身につけるだけで」「寝ている間に」「簡単」「1週間で4キロ減量」「1か月で10キロ減量」等々。
- (f) 減量効果の持続性を保証する表現(リバウンドの心配がない)を使ってはならない。
- (g) 科学的根拠を証明する適切な客観的データにもとづかない、自社製品の優位性を述べてはならない。また、他社誹謗をしてはならない。
- (h) 特許表示をする場合は、申請中ではなく取得したものに限り。またその場合は特許内容の特許番号を明示すること。
- (i) 試験管・ビーカー内での実験例を表示する場合は、「人体内と試験管・ビーカー内とはその結果が必ずしも一致しない」旨のことわりを入れること。
* 瘦身効果を標榜する、食品や商品については、次の一文を加えること。
「減量効果には個人差がある」旨。また、「減量には適度な運動と食事のコントロールなど、エクササイズがより効果を高める」等。

【6】医薬品・医薬部外品・化粧品・医療用具等の情報について

1) 医薬品

身体内部に働きかけ、副作用のある場合もあり、用法・用量等を示すこと。また、効能・効果については、厚生省の承認を得た範囲とする(「医薬品等適正情報基準」を遵守すること)。

2) 医薬部外品

医薬品の範疇で、緩慢な効能・効果を有するものをいう。効能・効果については、「医薬部外品、薬用化粧品の効能又は効果」の範囲内とする。

3) 化粧品

医薬品的な効能・効果の表現はできない。効能について表現できるのは、厚生省通知の「化粧品の効能」の範囲内とする。

4) 医療用具

効能・効果の表現は、厚生省の承認を得た範囲内とし、承認番号を表示すること。

【7】医療用具類似品の情報について

- 1) 運動補助用具あるいは健康機器は、医療用具に該当しないことを確認したうえで、その表現も医療用具の定義に抵触しないようにする。
- 2) 伸長器、隆鼻器、視力回復器、針式脱毛器、豊乳器、頭よくなる機器、記憶力を増大させる機器等、学問的、医学的根拠のないものは掲載できない。

【8】個人輸入代行業者の情報について

厚生労働省が認可していない化粧品、医薬品等の個人輸入代行業者の情報については掲載しない。

【9】通信販売に関する情報について

1) 誇大情報等の禁止事項

(ア) 商品の性能または効能、役務の内容もしくは効果について、著しく事実に相違する表示をし、または実際のものよりも著しく優良であり、もしくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

(イ) 商品についての国または地方公共団体の推薦、公認を事実と相違して表示することはできない。

(ウ) 商品の原産地もしくは製造者を事実と相違して表示してはならない。

2) 必要表示事項

(ア) 商品の販売価格及び送料(送料は金額をもって表示)。

(イ) 商品代金の支払時期及び方法(前払いは不可)。

(ウ) 商品の引渡時期(期間または期限をもって表示)。

(エ) 商品の引渡または返還についての特約に関する事項(その特約がない場合はその旨)。

(例) 開封後の返品は不可、返品は到着後○日以内、送料はお客様負担等。

(オ) 販売業者の氏名または名称及び住所・電話番号(私書箱のみは不可)。

3) 条件付必要表示事項

(ア) 申込みの有効期限があるときは、その期限を表示。

(イ) 上記の必要表示事項に定める金銭以外に購入者の負担すべき金銭があるときは、その内容及びその額。

(ウ) 商品にかかれたキズ(不備)がある場合の販売業者の責任についての定めがあるときは、その内容。

(エ) 商品の販売数量制限、その他の条件があるときは、その内容。

(オ) 情報の表示の一部を表示しない場合で、書面を請求した者に当該書面にかかる金銭を負担させるときは、その金額。

(例) 別途資料をとりよせたときの郵便料。カタログ、説明書等が有料のときは、その金額。

※年少者の場合は、保護者の同意を得られるような注文手段をとること。

【10】付加価値をつけた商品の情報について

- 1) 商品そのものを主題とし、推薦・推奨は副題とすること。
- 2) 二重価格は使わないこと。
- 3) マスコミで取り上げられ「話題沸騰」「マスコミ絶賛」「世界最強」「大反響」「空前の大ブーム」のような最大級の表現は使わないこと。
- 4) 「商品を購入しないと不幸になる」というような脅迫的表現は使わないこと。
- 5) 推薦者を仮名としないこと。また、推薦文・体験談は事実であることの確認ができること。
- 6) 札束や推奨文等の手紙を山にしたような写真を使わないこと。
- 7) 「効果がなければ商品代金を全額お返しします」等を大きく誇張しないこと（「ご満足いただけない場合は……」等の表現に直し、また扱いは本文並みの大きさにすること）。
- 8) 「驚異」「奇跡」「神秘」「異次元」「超能力」「身につけるだけで」「思いのままに」のような非現実的な表現は使わないこと。
- 9) 商品価格、返品事項を明示すること。
- 10) 個人差があるので、すべての人に効果を保証する表現は使わないこと。
- 11) 未成年者の申し込みの際は、保護者の署名、捺印が必要である旨明記すること。
- 12) 読者が未成年の場合、射幸心をあおる表現や成人向けと思われる表現はしないこと。

* 二重価格＝安価の印象を与えるため、市価よりも高い価格を市価と称して販売価格に併記すること。二重価格の最新の考え方は、セール開始前8週間のうち、過半の期間の販売実績を必要とし、その価格を称して通常価格としている。（平成12年6月、公正取引委員会）

【11】人工植毛の情報

人工植毛は医療行為なので、情報表現は医療法に定められた告知的内容以外は掲載できない。相談行為の告知や人工毛そのものの説明など営業情報はこの限りでない。なお、「人工植毛」に関する情報取扱いについては、きわめて慎重な対応が必要である。

【12】脱毛商品の情報

脱毛商品等については、「永久脱毛」の表示、あるいはそれをほのめかすような表現は掲載できない。

【13】俳優・歌手・モデル等の養成を目的とする劇団員募集・養成学校の情報について

- 1) 原則として1年以上の業務実績があることを必要とする。
- 2) 養成、研究などを目的とした表現にとどめ、将来の保証をするような表現は不可。養成修了後の就職の確約は職安法違反となる。
- 3) 必要な表示事項
 - (ア) 情報の目的
(オーディションなのか、既成タレントの募集なのか、それともタレント養成のための募集なのか)
 - (イ) 募集人員
 - (ウ) 募集の締切日
 - (エ) オーディションの費用
 - (オ) オーディションの時期及び場所
 - (カ) 養成期間
 - (キ) 労働大臣の許可番号
 - (ク) 審査員・講師は、それぞれを区分して氏名、肩書等を明記する。
 - (ケ) 所属タレントの主な出演作品の表示は、最近2年間以内の実績のみとする。

【14】芸能プロダクション等の情報

芸能プロダクション等について、あつせん業務をする場合には労働大臣の許可済みのものでなければならない。

【15】専門学校・各種学校・教室等の生徒募集の情報

専門学校・各種学校・教室等の生徒募集の情報については、下記の必要事項を明記する

- 1) 受験時及び合格後に必要となるすべての費用
- 2) 募集人員、締切日、試験の日時・場所
- 3) 事業者の所在、連絡先

【16】結婚情報サービス業の会員募集の情報について

- 1) 法人であること。
- 2) 紹介活動において2年以上の実績を有し、その間、紛争等の事故がなかったこと。ただし、2年未満の実績の場合は、企業の告知情報にとどめる。
- 3) 入会金、年会費等に見合う十分な紹介活動のできる会員数、組織を有すること。紹介活動の地域が限定されている場合は、それを明記する。
- 4) 社会的影響を考慮し、職業、学歴等による差別を排し、公正な情報サービスができること。
- 5) 事故処理能力があること。
- 6) 会社名(責任者)、所在地、目的、方法、営業内容、費用を必ず明記すること。

※お見合いパーティー等については上記の必要事項を明記するとともに、万が一問題が生じた場合には一切の責を負う旨の文書を扱い代理店名にて予め提出すること。

【17】通信教育講座に関する情報について

- 1) 基本的に技能研修講座のみをうたうことを原則とし、修得後は、副収入の途もあるという表現にとどめる。
- 2) 知識・技能の習得によって、直ちに高収入が約束されたり、保証されたりするような表現をしてはならない。
- 3) 知識・技能の習得が就職に著しく有利であるかのような表現は、個人別・企業別によって異なるので、この種の誇大表現は認めない。
- 4) 製品販売の斡旋や買い取りを約束する表現はしない。
- 5) 就業の斡旋は関連法規に抵触しないように注意する。
- 6) 資料の先着順配布については、限度数量と配布期間を明示する。

※「記憶術」「速記・暗記法」等の情報取扱いについて

「記憶術」「速記・暗記法」を掲載する場合は個人差もあり、すべての人に効果を保証することは、著しく誤認を与えるので次の点に注意して掲載すること。

- 1) 具体的に説明する場合は、「教程を完全にマスターした場合」の文言を必ず付記すること。
- 2) 数字を使用して、約束するような誤認期待はさせないこと。
- 3) 体験談を主体としないこと。
- 4) 「絶対」「一発で」「奇跡」「驚異」等の最大級の文言は使わないこと。

【18】パチンコ・パチスロ店の情報

- 1) 全日本遊戯事業協同組合連合会、社団法人 日本遊戯関連事業協会に加盟している店舗の情報に限る
- 2) 射幸心を煽る表現はしないこと(出玉写真、誇大表現等)

【19】ギャンブル情報

- 1) 公営団体(競馬・競輪・競艇)、宝くじ、ロト6、totoのみ。)
* (タイアップ情報は、公営競馬・競艇・オートレース可)
- 2) 海外宝くじは刑法(第187条「富くじ」の項)に触れる恐れがあり掲載しない

【20】化粧品・ファッション等、ブランド品売買の情報

- 1) ディスカウント・ショップは店舗情報に限る(商品の特定できる写真・ブランド名・商品名は出さない)
- 2) 並行輸入品においては、定価・安売り価格の併記をしない
- 3) 中古品の売買価格表示はしない

【21】書籍以外の著作権物(ソフト)を扱う安売り店の情報

- 1) 店舗情報に限る。
* (商品を特定できるものは、ディスカウント表示できない)

【22】ディスカウント・ショップ、中古品売買店の情報

- 1) 販売店の告知情報に限る(タイトル名、写真等で商品の特定できる表現はしない)
- 2) 具体的な価格表示(廉売表現)はしない
- 3) 買取表示はできるが、金額表示はしない

<例外>

- ・コンタクトレンズ・ショップ
- ・パソコン関連廉売店
- ・オープン価格の家電商品
- ・中古車販売店

【23】不動産情報

- 1) 投資用不動産の情報は国内外を問わず掲載しない

【24】他社の発行する雑誌の情報

- 1) 実績のあるものに限る(「結婚情報誌」等有り)

【25】人材募集の情報

- 1) 信頼のおける事業社と判断されたものに限る(例、上場企業等)
* (店舗情報中の“スタッフ募集”の表示は可)
- 2) 人材派遣会社の企業告知可

【26】消費者金融の情報

1) 消費者金融の情報は、小社の規定に合ったものに限る。

(ア) 貸貸業協会の会員であること。

(イ) 誰でも安易に借りられるような表現はしない。

営業年数3年以上・法定金利・所在地明記・店舗所在が明らか

【27】夜間飲食店(いわゆる飲み屋)の情報

1) 改正風俗営業適正化法に基づいた接待飲食業営業に該当するもので、小社規定に合ったものに限る。

※「料理店」「カフェ」「ナイトクラブ」「ダンスホール」「喫茶店」「バー」「スナック」の類

ア) 料金表示・料金システム・所在地・連絡先・営業時間を明記すること。

イ) 小社スタッフが必ず営業形態を確認すること。

ウ) 風紀を乱したり、わいせつ性が高かったり、犯罪を誘発する恐れがないこと。

※ その他、株式会社タスが不適切と判断し、掲載をお断わりする場合があります。掲載後であっても、問題が生じた場合は以降の掲載をお断わりいたします。

◆免責

1. 本紙・本サイトに掲載されたすべての情報・広告についての一切の責任は、広告主が負うものとします。広告掲載の結果、当社が損害を受けた場合は、法的、倫理的責任など一切の責任を広告主に負担していただきます。
2. 掲載された情報・広告に対するリンク及び該当リンク先の表現・コンテンツに関し、弊社は一切責任を負いません。
3. 情報・広告の掲載の形式、方法等の条件については、弊社の都合により予告なく変更する場合があります。
4. 情報・広告の発行に遅延・中断が生じても、お申込みいただいた広告の掲載に影響が生じなかった場合は、弊社は一切責任を負いません。